学生生活案内

- I. 学生生活の心得
- Ⅱ. 授業料について
- Ⅲ. 奨学制度について
- IV. 諸手続きについて
- V. 健康管理について
- VI. 学生相談室について
- WI. キャンパスハラスメントに関する相談
- VIII. 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険について
- IX. 就職について
- X. 図書館の利用について
- XI. 厚生施設
- Ⅲ. 課外活動
- Ⅲ. 学外研修届,海外渡航·留学届
- XIV. アルバイト求人について
- W. 学生寮等について
- XVI. その他
- XVI. 願出·届出手続一覧
 - ○米沢キャンパス体育施設使用要領
 - ○テニスコート夜間照明灯使用上の注意
 - ○山形大学工学部課外活動施設等使用要領
 - ○山形大学工学部配置図
 - ○山形大学工学部屋外運動場
 - ○講義棟見取図
 - ○小白川キャンパスマップ

学生生活案内

I. 学生生活の心得

1. 構内交通規制について

米沢キャンパス(工学部)では、学生用駐車場として確保できる敷地の余裕がないため、自動車通学は厳しく制限しております。特別な事情がある場合(通学の距離が最短片道5km以上の者や身体障がい者等の特別な理由がある者)は、許可された者に限り、指定された駐車場への駐車を認めています。

2. 「通知・連絡・呼出しについて」

皆さんへの通知・連絡・呼出し等は、掲示板及びWeb classによって行われますので、毎日注意して見る習慣をつけ、重要な掲示を見逃して自己に不利益な結果を招くことのないよう心がけてください。

- ○米沢キャンパスの掲示板は、**5号館1階ピロティ**に設置してあります。
- ○小白川キャンパスの学生のための工学部からの連絡は、学生センター西側入口外の工学部掲示板に掲示します。
- 3. 掲示・ポスター等

米沢キャンパスでは<u>掲示・ポスター等</u>は、事前に工学部学生支援担当に許可を受けた後、学生用掲示板(4号館1階、2階、7号館脇、生協食堂入口向)に掲示してください。それ以外の場所に掲示してはいけません。また、期限を過ぎたものは速やかに取り除いてください。

なお、小白川キャンパスにおける掲示板の利用方法については、基盤共通教育案内を ご覧ください。

4. 喫煙

キャンパス内は、全面禁煙となっており、近隣周辺の道路上での喫煙も控えてください。キャンパス外で喫煙できる場所でも、他の人への迷惑にならないよう十分気を付けてください。

5. 交通事故について

本学部では学生が当事者となった交通事故が毎年発生しております。ひとたび事故が起こると、学業への支障ばかりでなく、精神的・経済的にも多大な負担が生じます。

自動車, バイク等を運転する際は, 自己本位の姿勢は捨て, 交通ルールを厳守すると ともに, 無謀な運転は厳に慎み, 安全運転を心がけてください。

また、交通事故の当事者となった場合は、被害者側、加害者側の如何にかかわらず、直ちに事件事故等報告書を工学部学生支援担当に提出してください。帰省先等で発生した事故についても同様に提出してください。(届出用紙は工学部学生支援担当及び小白川キャンパス学生センター学生支援担当にあります。また、工学部ホームページに様式が掲載されています。小白川キャンパスの1年次学生については、学生センター学生支援担当に提出してください。)

6. その他

日頃の学生生活において、警察に検挙(交通法規違反等を含む)された場合は、速や かに事件事故等報告書を工学部学生支援担当に届けてください。(届出用紙は工学部学 生支援担当及び小白川キャンパス学生センター学生支援担当にあります。また、工学部ホームページに様式が掲載されています。小白川キャンパスの1年次学生については、学生センター学生支援担当に提出してください。)

Ⅱ. 授業料について

1. 授業料の納付方法

授業料は、希望に応じて以下の4つのパターンから選択して口座振替により納付していただきます。この方法は、本学指定の銀行口座(学生本人又は保護者名義)を届けていただき、選択されたパターンに応じて本学の指定日にその口座から引き落としにより納付していただくものです。授業料振替口座登録は山形大学ホームページから行ってください。当該預貯金口座を変更する場合も同様の手続を行ってください。

なお、変更手続きは、学期開始の前々月末までに行わなければなりません。預貯金口座への入金は、遅くとも預金引落月の20日頃までにお願いします。

(1) 年1回払い 1年間分(前期+後期)の授業料を4月に口座振替

(2) 年2回払い 前期を4月、後期を10月に口座振替

(3) 年10回均等払い 前期を4月~8月,後期を10月~2月に口座振替

(4) 年10回ボーナス併用払い 年10回払いで前期を8月,後期を1月にボーナス分を 加算して振替

2. 授業料の免除について

授業料の納付が困難な場合に,願い出により選考の上,前期・後期毎に,その期の授業料の全額又は一部を免除する制度があります。

経済的理由による免除:経済的理由等によって授業料の納付が困難であり、かつ、学 業成績優秀と認められる者

特別な事情による免除:学期開始前6月(新入学者については1年)以内において、学

生の学資を主として負担している者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け授業料の納付が困難

と認められる場合

授業料の免除等に関する諸手続は、米沢キャンパスでは工学部学生支援担当(学生サポートセンター①番窓口)で、小白川キャンパスの1年次学生については、学生センター学生支援担当で取り扱います。

(注意事項)

- 申請条件,申請手続き,提出書類,期日等については,その都度掲示板やホームページで周知しますので注意してください。
- 授業料の免除の願い出をした者は、判定結果の通知があるまで、授業料を納付しないでください。

Ⅲ. 奨学制度について

※履修地が小白川キャンパスの学生は、基盤共通教育案内をご覧ください。

1. 日本学生支援機構

手続きは、工学部学生支援担当(学生サポートセンター①番窓口)で行います。その

都度掲示または山形大学ホームページ,工学部ホームページにより指示しますので注意 してください。

詳細については、「学生生活ハンドブック」の奨学金についての項目を参照してください。

2. その他の奨学団体

地方公共団体等の奨学生募集は、大学を経由するもの以外に、公報などで周知し本人から直接出願させるものなどがあります。募集通知があり次第、その都度掲示しますので注意してください。

Ⅳ. 諸手続きについて

※小白川キャンパスの1年次学生は、基盤共通教育案内をご覧ください。

- 1. 学生証について(工学部学生支援担当)
 - ・学生証は、入学当初のオリエンテーション時に配付し、4年間有効です。
 - ・学生証は、学生としての身分を証明する重要なものですから必ず携帯してください。 定期試験の時は学生証がないと受験できなくなります。
 - ・出席管理も学生証で行います。
 - ・学生証は卒業、退学、除籍又は有効期間が経過した場合は、直ちに返納してください。
 - ・学生証を紛失したとき又は破損など、使用に耐えなくなったときは、米沢キャンパスの生協サービスカウンターに申し込み、学生証の再交付を受けてください。紛失による再交付は有料(2,250円+税)になります。
- 2. 諸証明書の発行について

証明書の発行は、自動発行機によるものを除き、原則として申込日の2日後に行います。 なお、証明書自動発行機により発行する証明書は、在学証明書、学業成績証明書、卒 業見込証明書、学割証、通学証明書及び健康診断証明書です。

- (1) 学生旅客運賃割引証(学割証) ……**自動発行機** 他人に譲渡したり,不正に使用したりしないでください。また,乗車券の購入及 び旅行の際は,必ず学生証を携行してください。
- (2) 列車の通学証明書……自動発行機
- (3) 健康診断証明書……**自動発行機** 4月の定期健康診断を受診した場合は自動発行機で受け取れます。
- (4) 在学証明書……自動発行機
- (5) 学業成績証明書……自動発行機
- (6) 単位修得証明書(工学部教育支援担当) 交付願に所要事項を記入し、窓口で申し込んでください。
- (7) 卒業見込証明書……自動発行機

3. 諸届出について

(1) 連絡先等変更について(工学部学生支援担当)

学生本人の住所等(住所・電話番号, E-mail, 氏名)又は父母等(帰省先)(住所・電話番号, 氏名)に変更が生じた場合は、速やかに学務情報システム(Campus Square)か

ら修正してください。

(2) 欠席届について(工学部教育支援担当)

病気,忌引き,教育実習,インターンシップ等の理由で**授業を欠席する場合**は,所定の用紙にその事由を記入し,証明する書類等を添えて,授業担当教員及び教育支援担当に届け出てください。

- 4. 転学科・転学部・休学・復学・退学・除籍について
 - (1) 転 学 科(工学部教育支援担当)

転学科を希望する者は、2学期及び4学期の履修登録期間前に、教育支援担当で、 手続きについて必ず説明を受けてください。転学科願は保証人連署の上、指導(ア ドバイザー)教員の許可を得た上で提出してください。

なお、願い出の受付は、転学科時期の前学期(2学期終了時及び4学期終了時)の1月20日から1月末日(末日が土・日・祝日となった場合はその翌日又は翌々日)までとなっています。

詳細は教育支援担当で確認するか、工学部ホームページをご参照ください。 山形大学工学部転学科に関する申合せ(抜粋)

出願条件

- 1. 昼間コースの学生が転学科を希望する場合にあっては、現に在籍する学科の 進級条件を満たしていること (見込みを含む。)。
- 2. システム創成工学科学生が昼間コース各学科に転学科を希望する場合は、基盤共通教育科目については、転学科を希望する学科の進級条件を満たし(見込みを含む。)、専門教育科目については、システム創成工学科専門教育科目及び単位数表に定める専門基礎科目8単位を修得していること(修得見込みを含む。)。
- 3. 転学科出願学期までの在学期間を有していること(見込みを含む。)。
- (2) 転 学 部 (工学部教育支援担当)

転学部を希望する者は、2学期及び4学期の履修登録期間前に、教育支援担当で、 手続きについて必ず説明を受けてください。転学部願は保証人連署の上、指導(ア ドバイザー)教員の許可を得た上で提出してください。

なお、願い出の受付は、転学部時期の前学期(2学期終了時及び4学期終了時)の1月20日から1月末日(末日が土・日・祝日となった場合はその翌日又は翌々日)までとなっています。

詳細は教育支援担当で確認するか、工学部ホームページをご参照ください。

(3)休 学(工学部教育支援担当)

病気その他の理由で**2ヶ月以上修学できない場合**は、願い出により休学することができます。休学しようとする者は、休学願を父母等連署の上、指導(アドバイザー)教員及び学科長の許可を得た上で提出してください。病気の場合は、医師の診断書を添付してください。

休学期間は1ヵ年以内です。ただし、特別の理由により引き続き休学する場合は、 改めて願い出なければなりません。(期間を延長する場合は、休学期間満了前に休学 願を改めて提出してください。)なお、休学期間は通算して3年を超えることはでき ません。また、休学期間は在学期間に算入しません。

学期開始の月の末日(前期は4月30日,後期は10月31日)までに休学を許可され

た場合は、月割計算によって休学する翌月から復学する前月までの授業料は免除されます。

したがって、学期開始の月の末日後に休学が許可された者は、全額納付しなければなりません。

(4) 復 学(工学部教育支援担当)

休学期間中にその理由が消滅した場合は、復学願を父母等連署の上、指導(アドバイザー)教員及び学科長の許可を得た上で提出してください。なお、休学期間満了に伴う復学の場合には、休学期間満了前に復学届を提出してください。

(5)退 学(工学部教育支援担当)

退学しようとする者は,退学願を父母等連署の上,詳細な理由を記入し,指導(アドバイザー)教員及び学科長の許可を得た上で提出してください。

退学する場合には、その納期に属する授業料は納付しなければならないので、授業料納付月の当初(前期は4月1日、後期は10月1日)から退学を希望する場合は、授業料納付前月末(前期は3月末日、後期は9月末日。末日が土・日・祝日となった場合はその前日)までに願い出てください。

また、退学する者は学生証を返納しなければなりません。

(6)除籍

在学期間が修業年限の2倍を超えた者,成業の見込みがないと判断された者は除 籍されます。

また、授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者も除籍されます。 なお,他にも学則の定めるところにより,除籍の措置が取られることがあります。

Ⅴ. 健康管理について

※小白川キャンパスにおいては、基盤共通教育案内をご覧ください。

よりよい学生生活の基盤は何といっても健康です。また、意欲的な学業修得の第一条件も、心身ともに健康でなければなりません。それを全うするためには、自分の心身に日々留意し、あらゆる機会と施設を利用して、常に自分の健康は自分が進んで保持し、増進するよう心がけることが健康管理の第一歩であり、一番大切なことです。

1. 保健管理室

保健管理室では、日常の軽いけがや大学内における正課、課外活動中、又はその他に おいて負傷又は急病等不時の疾病の場合、開室中であればいつでも診療や応急処置を行 いますので利用してください。

2. 健康診断

(1) 定期健康診断

学生の定期健康診断は、学校保健安全法に基づき毎年4、5月に行い、注意を要するものについては精密検査を実施し、療養に関する注意や適切な助言指導を行っています。

健康は、自分でつくり出すものであるという認識にたって、病気の予防、早期発 見のために、積極的に健康診断を受診してください。

定期健康診断を受診しないと、就職等に必要な健康診断証明書は発行できません。

(2) 学校医(専門医)による健康相談

内科, 眼科の各科目について, 毎月 $1\sim2$ 回, 学校医が学生の健康相談に応じています。詳しい日時は, 前もって掲示板に掲示します。

3. 飲酒について

アルコールの多量飲酒や,未成年飲酒は,がん等臓器障害やアルコール依存症,さらには暴力や飲酒運転にもつながるかもしれません。

本人のみならず、家族や大学にも深刻な事態をもたらす、お酒にまつわるさまざまな 問題をきちんと理解してください。

- ・ お酒は20歳になってから
- •「いっき飲み」は絶対にしない・させない
- ・ 体調の悪いときや服薬中は飲まない
- ・ 飲んだら、車・バイク・自転車を絶対に運転しない

VI. 学生相談室について

※小白川キャンパスにおいては、基盤共通教育案内及び学生生活ハンドブックをご覧くだ さい。

工学部では、学生の心の悩み、学習上の悩み、又はセクシュアル・ハラスメントやキャンパス・ハラスメントの問題について気軽に相談してもらうことを目的に学生相談室を設けております。あなたの問題解決の第一歩として是非利用ください。相談の秘密は厳守されます。

場所は、保健管理室内にあります。お気軽にお尋ねください。

窓口:〒992-8510 米沢市城南4-3-16

山形大学工学部 保健管理室 電話:0238-26-3034

(https://www.yz.yamagata-u.ac.jp/current/health/counsel/)

Ⅲ. キャンパスハラスメントに関する相談

キャンパスハラスメントではないかと思われる言動・行為を受けた場合には,一人で悩まずにキャンパスハラスメント相談員,又は学生相談室(VI. 学生相談室参照)へ相談してください。キャンパスハラスメント相談員は山形大学のホームページで公開されており,誰にでも相談出来ます。

(https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/open/compliance/camhara/)

キャンパスハラスメント相談員やキャンパスハラスメント防止対策委員会委員には守秘 義務がありますので、相談したことが外部に漏れる心配はありません。ハラスメントに限 らず悩み事がある場合は学生相談室がありますので、遠慮無く相談してください。

Ⅲ. 学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険について

保険請求の手続きは、米沢キャンパスでは保健管理室で、小白川キャンパスでは学生センター学生支援担当で行っています。

詳細については「学生生活ハンドブック」を参照してください。

区. 就職について

就職を希望する学生には、小白川キャンパスキャリアサポートセンター (学生センター内)、米沢キャンパスキャリアサポートセンター (5号館2階)及び各学科において就職支援を行っています。

小白川キャンパスキャリアサポートセンターホームページ

(https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/employment/)

米沢キャンパスキャリアサポートセンターホームページ

(https://www.yz.yamagata-u.ac.jp/career/)

X. 図書館の利用について

米沢キャンパス内に工学部図書館が設けられています。貸出しを希望する場合には学生 証を提示して利用してください。

利用時間 平 日 8:45~21:00 土曜日 9:00~17:00 日・祝日 13:00~17:00

ただし、学生の休業期における期間中は平日のみで、8:45~17:00です。

(https://www.lib.yamagata-u.ac.jp/yztop/)

※ 小白川図書館については、学生生活ハンドブックをご覧ください。

XI. 厚生施設

※小白川キャンパスにおいては、学生生活ハンドブックをご覧ください。

学生の憩いの場、学生相互間、学生と教職員との親睦を図るための施設として工学部 会館があります。また、大学生活協同組合が経営している食堂、購買部等があります。

(1) 開館時間

平日: 9時から20時まで。

ただし、春季、夏季及び冬季休業期間は、17時までです。

(2) 休 館 日

土曜日,日曜日,国民の祝日及び年末年始

XII. 課外活動

本学部は、学生全員が会員となる学友会があり、正課のほかに、課外活動として運動系、 文科系サークルがあります。なお、課外活動を行うに当たっては、正課の妨げにならない 範囲で、規律正しく、責任のある行動をしてください。

〈サークル活動〉

本学部には多くのサークルが組織され、多数の学生が参加し活動しています。また、近くの大学と交流をはかり成果を上げています。なお、サークルの結成・継続のためには、各サークルの責任者は以下のような諸手続きや、物品の管理、部屋の清掃等責任をもって行うことになっていますから、部員は自主的に協力してください。

(1) 新規にサークルを結成するときは、サークル登録届、構成員名簿、活動計画書及び 会則を工学部学生支援担当(学生サポートセンター①窓口)(小白川キャンパスにおい

- ては、学生センター学生支援担当)に提出後、登録団体として1年以上活動した後、 サークル結成願、構成員名簿・活動報告書及び活動計画書を学生支援担当に提出して ください。
- (2) サークルを継続する場合は、毎年4月末までにサークル継続届を工学部学生支援担当に提出してください。期限までに届け出ないサークルは、廃止とみなします。ただし、サークル結成の登録を届け出てから3月末時点で1年未満の登録団体についてはこの限りではありません。また、サークル届出事項に変更があった場合は速やかに届け出てください。
- ※なお、サークルの結成・継続の基準及び作成が必要な様式等については、以下のホームページから、「サークル結成とその基準」及び関係書類をダウンロードしてご確認ください。(https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/life/club/procedure/)
- (3) 施設使用について
 - ○米沢キャンパスにおける体育館,課外活動施設,武道館,テニスコート,グランドの借用については,使用する前月の20日(休みの場合は休み明け)8時30分以降に工学部学生支援担当に申し込み許可を受けてください。
 - ○備品等の借用を希望する場合は、所定の用紙に記入し学生支援担当に申し込み借 用の許可を受けてください。
 - ※米沢キャンパス課外活動共用施設,体育館等の使用心得は後頁を参照してください。
 - ※小白川キャンパスにおける課外活動施設利用等については、学生センター学生 支援担当へお問い合わせください。

XII. 学外研修, 海外渡航·留学届

- 1. 学外で行われる研修・学会等に参加する場合は、学外研修届を、学生支援担当へ提出してください。移動は、原則公共交通機関を利用してください。やむを得ず自家用自動車等を使用する場合は自家用自動車使用申出書も併せて提出してください。
- 2. 海外渡航及び留学を計画している学生は、海外渡航・留学届を渡航日の2週間前までに必ず、学生支援担当へメールで提出してください。

(提出案内)

- 1. 学務情報システム (CAMPUSSQUARE) にログイン https://www.yamagata-u.ac.jp/gakumu/gakunai/cs
- 2. 以下の手順で様式をダウンロード
 - ①「ポータル」→②「ダウンロードセンター」③「海外渡航留学届(別紙様式1)」
- 3. 記入例を参考に必要事項を入力の上, Excelファイルの名前に学生番号を追記して, 下記担当にメールで提出
 - 例)12345678_海外渡航留学届(別紙様式 1) 工学部学生支援担当 yu-kouryug@jm. kj. yamagata-u. ac. jp

XIV. アルバイト求人について

企業からのアルバイト求人については、山形大学生活協同組合(生協)が行っており、 以下のホームページで紹介を行っています。

アルバイトを申込む前に、注意事項をよく読んでください。

(https://www.yamagata.u-coop.or.jp/arbeit/)

XV. 学生寮等について

工学部学生寮(白楊寮・2019年3月新築)には、工学部昼間コース2年生以上・フレックスコース1年生以上の学部生、及び大学院生が入寮できます。入寮募集は掲示板・下記のホームページ等でお知らせしますので、入寮を希望する方は、確認の上、申し込み願います。(https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/life/dormitory/)

※小白川キャンパスの学生寮については、学生生活ハンドブックをご覧ください。

定員	居室	寄宿料	居室の広さ及び主な	共同利用の	所在地	キャンパスまで
	形態	(月額)	設備等	設備等		の距離
男子210名	個室	27,000円	約17㎡	食堂,交流	米沢市太田町	0.6km
			ユニットハ゛ス(シャワー,トイレ	室,面会室,	4-1-2	
			付), ミニキッチン(IH), 冷	洗濯室(コイン		
女子40名	-		暖房エアコン,給湯(エコキ	ラント゛リー),自		
			ュート), 高速無線LAN,	動販売機等		
			洋服ダンス,本棚			

なお、アパートなどの紹介は、山形大学生活協同組合(生協)で行っています。

XVI. その他

(1) 火災防止

- ① 火災防止については特に注意を払い、災害の起こらぬよう心がけてください。
- ② 設備に不完全な点を認めた場合は、直ちに警務員室又は施設管理担当に連絡してください。
- ③ キャンパス敷地内では喫煙しないでください。
- ④ 実習,実験等で火気を使用する場合は、その取扱い及び後始末は特に注意してください。また、木造の施設を使用する場合も、火の後始末は十分に注意してください。
- ⑤ 屋外での焚火はしないでください。

(2) 遺失, 拾得物

構内, 教室等において, 遺失, 拾得したときは, 速やかに工学部学生支援担当へ届け出てください。(小白川キャンパスでは, 学生センター学生支援担当へ届け出てください。)

(3) 盗難の予防

学内で盗難が時々発生していますので教室内、研究室内、課外活動共用施設等において被害のないよう、また、自転車等にも鍵をかけ忘れないよう十分気をつけて、盗難予防には特に留意してください。

(4) 緊急時の連絡について

地震,風水害,火災等の災害に被災した学生は,自分及び友人の安否,被災の程度について,速やかに工学部学生支援担当とアドバイザー教員へ連絡してください。

緊急時連絡先 (工学部警務員室)

電話:0238-26-3027

平日日中連絡先 (工学部学生支援担当)

電話:0238-26-3017 FAX:0238-26-3406

メールアドレス: yu-kougakusei@jm.kj. yamagata-u.ac. jp

XVII. 願出·届出手続一覧

1. 願出事項

1 · // // // // // // // // // // // // /	1 1. //			
種	別	米沢キャンパスに おける担当窓口	期日	備考
休	之 願	i 2	事由発生の時	
復		2	JJ	
退	之 願	i 2	JJ	
転 学	科 願	i 2	1月20日から1月末まで	4
転 学	部 願	i 2	JJ	
在学記	E明書	2	事由発生の時	自動発行機
学業成績	責証明書	2	JJ	II.
卒業見込	N証明書	2	JJ	" (卒業年次学生対象)
健康診断	斤証明書	(1)	JJ	IJ
卒業証	E明書	2	事由発生の時	
成績証	E明書	2	JJ	
構内駐車部	中可申請書		掲示により周知する	
サークル	レ結成願	<u>(</u>	事由発生の時	
授業料	免除願	<u>(1)</u>	掲示により周知する	
入寮(追	身寮) 願	<u>(1)</u>	事由発生の時	
物品借	吉 用 願	<u>(</u>	借用の前日まで	
学生旅客道	重賃割引記	1	事由発生の時	自動発行機
奨 学 生	三 願 書	(1)	掲示により周知する	
体育施設活動施設			事由発生の時	体育施設及び課外活動施 設使用心得参照

2. 届出事項

種 別	米沢キャンパスに おける担当窓口	期日	備 考
事件事故等報告書	1	事由発生の時	
サークル継続届	1	4月末まで	
サークル届出変更届	1	事由発生の時	
学外研修届	1	研修等の前日まで	事前届出が必要
海外渡航・留学届	1	渡航日の2週間前まで	
欠 席 届	2	事由発生の時	授業を欠席する場合

※ ①学生サポートセンター①窓口:工学部学生支援担当 ②学生サポートセンター②窓口:工学部教育支援担当

米沢キャンパス体育施設使用要領

- 1. 授業時間外に体育施設を使用するときは、所定の使用願を工学部学生支援担当(学生サポートセンター①窓口)に提出して許可を受けなければならない。
- 2. <u>体育施設での活動は、8時30分から20時まで</u>とする。また、<u>施設からの退去は21時まで</u> <u>に完了すること。</u>

なお、体育施設を使用できない日時については、掲示等により周知するものとする。

3. 体育施設使用の場合の鍵の借用,返却は下表のとおり行うこと。

屋内体育施設 (体育館・	月曜日~金曜日(休日を除く。) 8:30~17:00	学生支援担当
武道館)	上記以外	警務員室
屋外体育施設(テニスコート・	月曜日~金曜日(休日を除く。) 8:30~17:00	学生支援担当
グラウンド)	上記以外	警務員室

- 4. 合宿、練習等のため長期間継続使用するときは、使用願にその計画書を添えて提出しなければならない。
- 5. 使用者は、使用の権利を譲渡したり又は第三者に使用させてはならない。
- 6. 火災予防には使用者が万全を期すること。
- 7. 屋内体育施設内の土足は厳禁とする。
- 8. テニスコート内は原則としてテニスシューズを着用すること。また、コート内に入るときは、シューズ等に付着した泥や異物がコート内に入らないように注意すること。
- 9. 故意又は過失によって施設器具を破損したり紛失したときは、これを原形に復するか、あるいは弁償しなければならない。
- 10. 使用後は清掃,整頓(テニスコートはブラシでコート整備)を十分に行い,また,体育施設は確実に消灯し旋錠すること。
- 11. テニスコートの夜間照明灯を使用するときは、「テニスコート夜間照明灯使用上の注意」を遵守すること。
- 12. この「体育施設使用要領」を遵守しないときは、使用の許可を取り消すことがある。
- 13. 屋外体育施設 (テニスコート・グラウンド) は、12月から翌年3月まで使用禁止とする。 (冬期間閉鎖)

テニスコート夜間照明灯使用上の注意

- 1. 夜間照明灯を使用するときは、専用カードを必要とするので所定の使用願を学生サポートセンター学生支援担当に提出し、許可を受けること。
- 2. 専用カード及び照明装置盤の鍵の借用(許可証を提示)・返却は、次のとおり行うこと。 *月曜日~金曜日(休日を除く) 8時30分~17時00分まで:学生支援担当 上記以外 : 警務員室
- 3. 夜間照明灯はそれぞれのコート別に点灯するので、照明装置盤の鍵を開け照明灯盤に専用カードを差し込み、申し込んだコートの選択スイッチを押し、照明装置盤を施錠すること。
- 4. 使用者は専用カードを譲渡したり又は第三者に使用させてはならない。 なお、使用しなかった専用カードは速やかに学生サポートセンター学生支援担当へ返却 すること。
- 5. 夜間照明灯は専用カード終了5分前又は19時55分に,終了予告警告灯が30秒程点灯し,専用カード終了又は20時になると自動的に消灯するので,その前に片付けを済ませること。

なお、20分後に残置灯も消灯する。

- 6. 夜間照明灯を一度点灯させると、途中で消灯できないので注意すること。 また、消灯後すぐには再点灯しないので注意すること。
- 7. 故意又は過失によって施設、設備、専用カードを破損したり紛失したときは、これを原形に復するか、あるいは弁償しなければならない。
- 8. テニスコートは、12月から翌年3月まで使用禁止とする。(冬期間閉鎖)

山形大学工学部課外活動施設等使用要領

山形大学工学部課外活動共用施設(旧サークル棟),課外活動サークル部室(新サークル棟) (以下2つを合わせて「課外活動施設」という。)は、山形大学学生規程第6条の規定により 許可されたサークル(以下「公認サークル」という。)の課外活動を助成するために設置した ものです。

各公認サークルは、課外活動施設の使用に当たっては、設置の趣旨を踏まえ、下記の事項 に留意の上使用願います。

記

1. 使用の手続

- (1) 課外活動施設の使用手続きは、学生サポートセンター学生支援担当において行う。
- (2) 課外活動施設の使用を希望する公認サークルは、長期使用施設については毎年4月末日までに、短期使用施設については使用日の3日前までに、定められた使用願を学生サポートセンター学生支援担当に提出し許可を受けること。
- (3) 短期使用施設については、登録団体にも貸し出しを許可する。

2. 使用時間

(1) **課外活動施設での活動時間は, 8時30分から20時まで**とする。また, **建物からの退** 去は21時までに完了すること。

なお、課外活動施設を使用できない日時については、掲示等により周知するものと する。

(2) 特別の理由があると認められる場合は、申し出により、使用時間の延長を認めることがある。

3. 鍵の取扱い

- (1) 課外活動施設の鍵の取扱い及び保管は、学生サポートセンター学生支援担当において行う。
- (2) 短期使用施設の鍵は、課外活動施設を使用するサークルの責任者が学生サポートセンター学生支援担当に申し出、その都度借り受け、使用後は、当該責任者が旋錠の上直ちに返還すること。

ただし、平日の17時以降、土・日曜日及び国民の祝日の鍵の借り受け及び返還は警務員室で行うこと。

(3) 長期使用施設については、公認サークルのみ使用可とし、部屋の割当は学友会で行う。サークルが廃止された場合は、部室の返却を学友会に申し出た上で室内を原状復帰し、施設の鍵を直ちに学生サポートセンター学生支援担当に返還すること。

4. 使用上の遵守事項

- (1) 使用許可を受けた目的以外の使用及び転貸をしないこと。
- (2) 許可された使用時間を厳守すること。
- (3) 掲示その他これに類するものは、所定の場所にて行うこと。
- (4) 使用後は、施設内の消灯、清掃及び整頓を行うこと。
- (5) 火気の取扱い及び火災予防に十分注意すること。
- (6) 施設内での飲酒及び宿泊をしないこと。
- (7) 施設, 設備を許可なく造作, 加工及び移動しないこと。
- (8) 施設の使用に当たっては、職員の指示に従うこと。
- (9) 施設、設備の管理上の必要から、教職員の施設への立入りに協力すること。

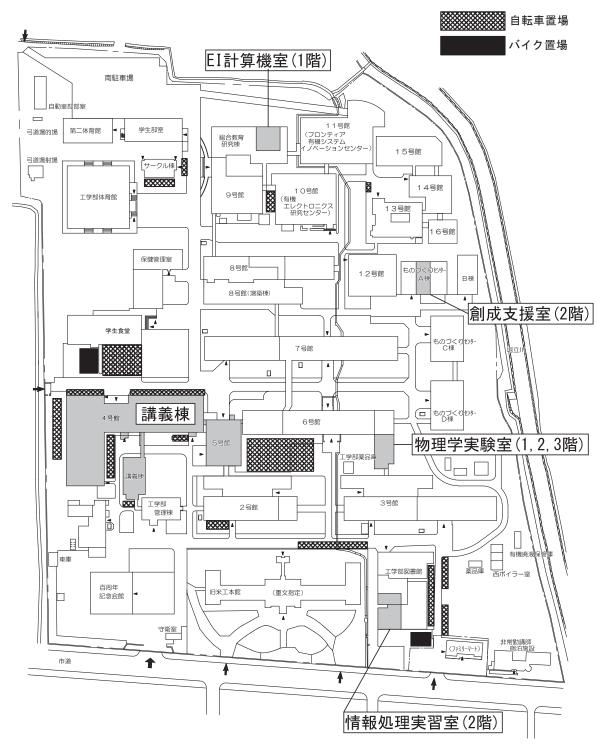
5. 損害の弁償

課外活動施設を使用する者が、故意又は過失により施設・設備を損壊又は滅失したときは、その損害を弁償しなければならない。

6. 使用許可の取消し

課外活動施設の使用を許可された者が、使用上の遵守事項等に違反したときは、その使用許可を取り消すことがある。

山形大学工学部建物配置図



【講義棟・実験棟の教室】

【各学科の教室】

4号館講義棟 1階: 大示範、中示範A、111、112、113、114、 システム創成工学科 5号館2階: 5-207

115、116、117の各教室

2階:中示範B、中示範C、211、212、213、214の

各教室

ゼミ室1-3、セミナ一室

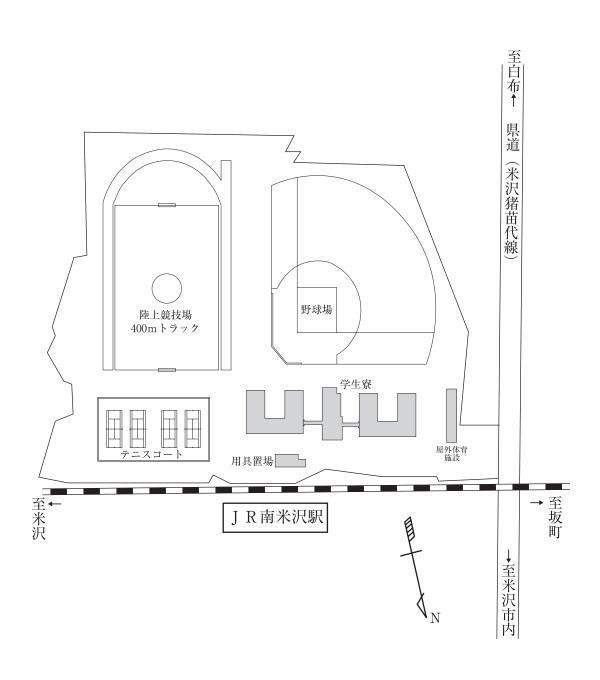
5号館講義棟 1階:学生サポートセンター

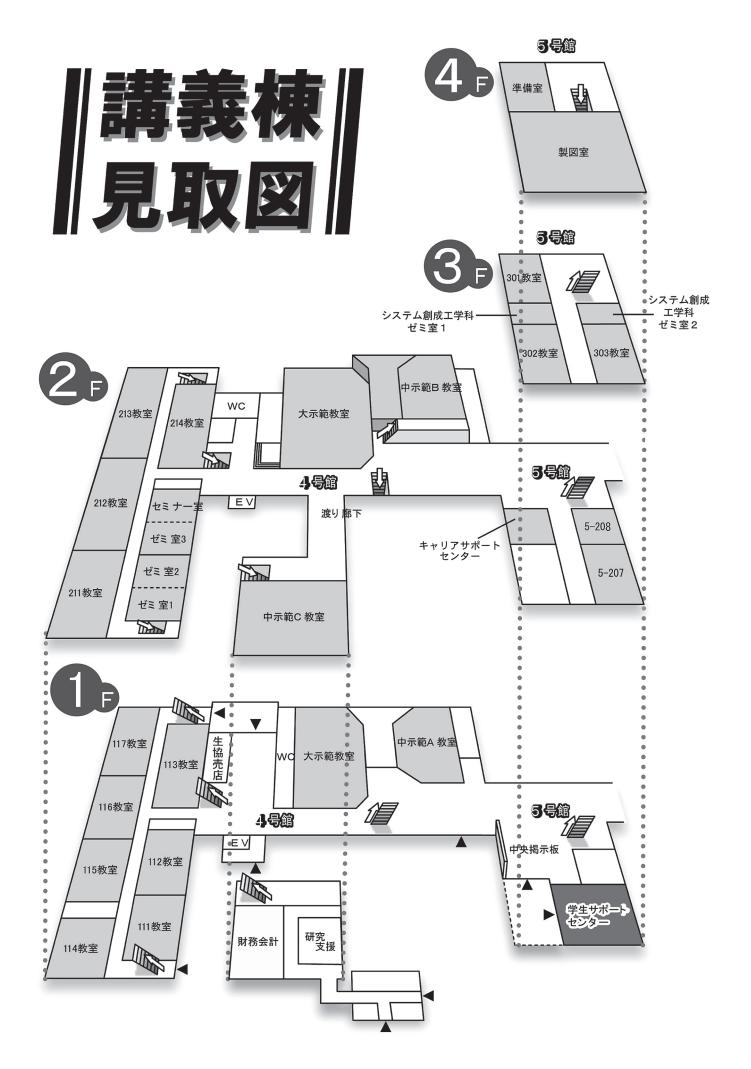
2階:キャリアサポートセンター

3階:301、302、303の各教室、ゼミ室

4階:オープンスペース(製図室)

山形大学工学部屋外運動場





小白川キャンパスマップ

